

こう変わった！

銀行代理店制度

預金者等の利便性の向上と銀行経営の効率化を図ることを目的に、
銀行代理店制度の見直しを柱とした「銀行法等の一部を改正する法律」
(平成17年法律第106号) が平成18年4月1日に施行されました。

従前の銀行代理店制度においては、①法人代理店が銀行の100%子会社に限定されるほか、②代理業務以外の業務の兼営が禁止されていたため、代理店は、潜在的に有効な販売チャネルであるにもかかわらず、機動性や柔軟性に欠け、多様な顧客ニーズに対応することが困難であったことから十分に活用されておらず、金融業界からは、出資規制の撤廃・緩和、業務範囲の更なる拡大などの要望が出されていました。

これらを鑑み、一般利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、より幅広い形態での銀行代理業への参入を認めるため、銀行との出資関係を不要とするとともに他業の兼営を可能とする改正が行われました。

あわせて、銀行代理業の適正かつ確実な遂行を確保するため、銀行代理業への参入は許可制とし、他業の兼営については個別承認制とするとともに、利用者の保護や銀行の健全性を確保するために、顧客情報の適正な取扱いや情報開示等に対する措置が講じられています。

なお、今回の銀行代理業制度の対象となる「銀行代理業」とは、銀行のために①預金または定期預金等の受入れ、②資金の貸付または手形の割引、③為替取引を内容とする契約の締結の代理または媒介のいずれかを行なう営業と定義されています（銀行法第二条第一四項）。

1. 背景

2. 改正の概要

3. 監督・検査

相談窓口

銀行代理業についてのお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

内閣府沖縄総合事務局 財務部 金融監督課

那覇市前島2丁目21番7号
電話 098-862-1944

当局は、顧客保護の観点から銀行代理業者に対し、報告徴求、立入検査をすることができるほか、業務改善命令等、銀行代理業の許可の取り消し、銀行代理業の全部または一部の停止を命ずることができます。



平成18年4月から銀行代理店の担い手が拡大

「銀行法等の一部を改正する法律」が成立し
平成18年4月から施行されました。

今回の法改正では、預金者等の利便性の向上と銀行経営の効率化を図ることを目的に、

- ①銀行代理店制度の見直し(銀行代理業制度等の創設)、
- ②銀行等の子会社規制・業務規制等の緩和、
- ③銀行等の適切な業務運営確保

のための措置を講じることとしています。

現行制度

銀行代理店の担い手を限定

- 銀行の100%子会社等のみ
- 兼業禁止
 - ・機動的な代理店の設置が困難
 - ・多様な顧客ニーズへの十分な対応が困難

顧客利便の向上

- 金融サービスへのアクセス改善

規制緩和

- 販売チャネルの多様化
- ビジネスチャンスの拡大
- 経営効率の向上

今回の改正

銀行代理店の担い手を拡大

- 100%子会社規制を撤廃
 - 兼業可能(承認制)
- +
- 銀行代理業を許可制とし十分な監督、顧客保護と銀行の健全性確保のための措置
- ※信金、信組、労金等についても同様

- 店舗戦略の選択肢が広がり、効率的・柔軟な店舗展開が可能に
- 支店では採算の合わない地域に進出し顧客基盤拡大が可能に



- 販売チャネルの拡大により、山間地を含めた金融サービスへのアクセスが拡大
- ワンストップで多様な金融サービスの利用が可能に



- 銀行代理業という新たなビジネス機会が生じ、本業との相乗効果が期待できる

銀行代理店の新たな担い手

- デパート
- スーパー
- ホテル
- コンビニエンスストア
- 住宅会社
- 自動車ディーラーなど

銀行代理店で行える業務

- 預金の出し入れ
- 口座開設・送金取引
- 個人向け融資の勧誘、取次ぎ(住宅・自動車ローンなど)